

最近の雇用失業情勢等について

I 最近の雇用失業情勢（令和3年9月）〔概要〕

基調判断

県内の雇用失業情勢は、求職が求人を上回っており、厳しい状況にある。

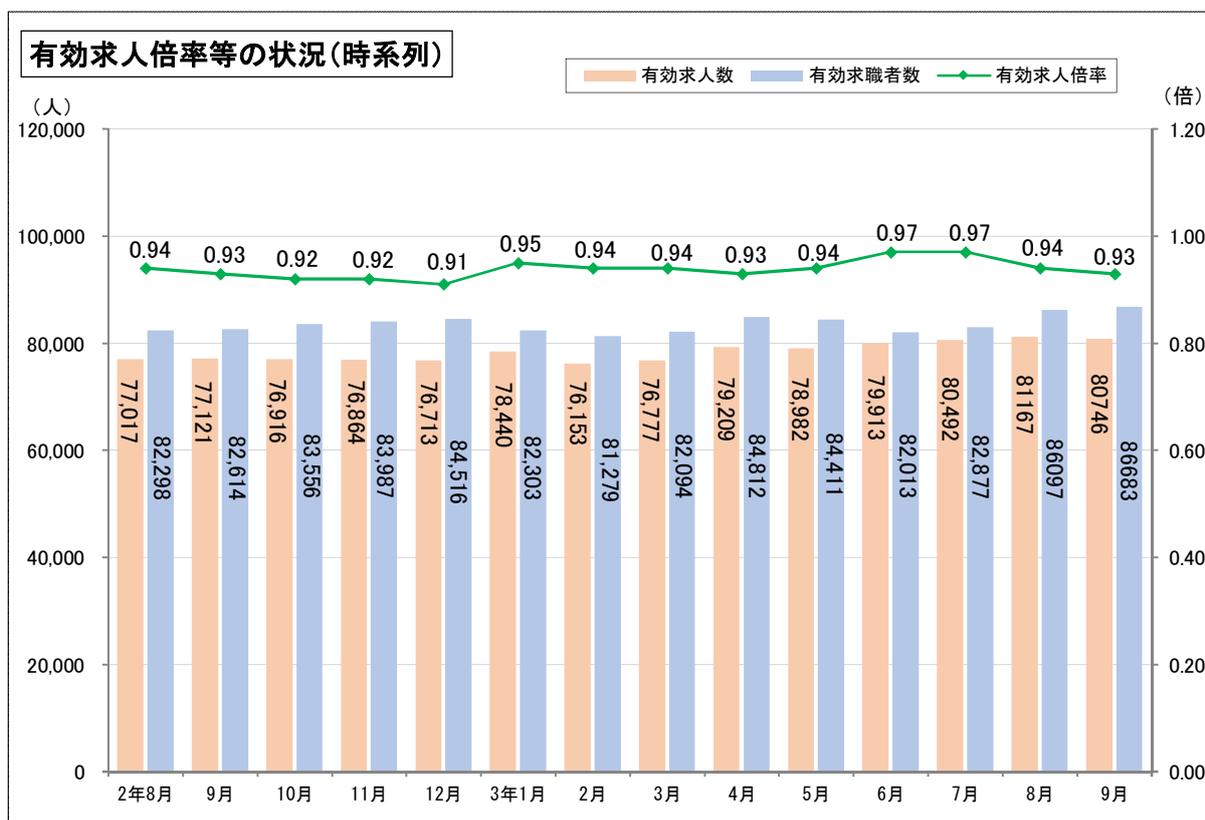
新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に引き続き注意する必要がある。

有効求人倍率等

◎ 令和3年9月の有効求人倍率は0.93倍で、前月に比べて0.01ポイント下回りました。

- 有効求人数は、80,746人で、前月に比べて0.5%減少
- 有効求職者数は、86,683人で、前月に比べて0.7%増加
- 新規求人倍率は、1.99倍で、前月に比べて0.37ポイント上昇

※数値はいずれも季節調整値



正社員の状況

- ◎ 令和3年9月の正社員の有効求人倍率は0.70倍、前年同月を0.04ポイント上回りました。（4ヶ月連続して上昇）
 - 正社員の有効求人数は、36,288人で、前年同月に比べて7.9%増加
 - 正社員の有効求職者数は、51,562人で、前年同月に比べて1.4%増加

Ⅱ 令和3年3月新規学卒者の就職状況等〔概要〕

新規高等学校卒業者の状況

- ◎ 就職率は99.3%と、平成10年3月卒以降の最高値であった一昨年の99.7%から0.4ポイント下回った。

高 校 99.3%（前年同期比0.3ポイント減）

※令和3年6月末現在

大学・短期大学卒業者の状況

- ◎ 就職率は93.5%と、過去10年間で最も高い数値であった昨年の96.3%から2.8ポイント下回った。

大学等 93.5%（前年同期比2.8ポイント減）

【内訳】

大 学 93.5%（前年同期比2.8ポイント減）

短期大学 93.8%（前年同期比2.0ポイント減）

Ⅲ 令和4年3月新規学卒者の就職状況等〔参考〕

新規高等学校卒業者の状況

- ◎ 令和3年9月末現在の就職率 69.9%

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で応募開始時期が変更となったため、昨年同期比は算出できず。

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※3)

休業支援金等

		令和3年 5月～12月	令和4年 1・2月	令和4年 3月
中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

		令和3年 5月～12月	令和4年 1月～3月
中小企業	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円
	地域特例(※5)	8割 11,000円	8割 11,000円
大企業 (※4)	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円
	地域特例(※5)	8割 11,000円	8割 11,000円

- (※1) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。 ※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。
※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。
- (※2) 令和3年12月までは、生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主。令和4年1月～3月は、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前年同期比30%以上減少の全国の事業主。
なお、令和3年12月までに業況の確認を行っている事業主は、令和4年1月1日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、その段階で業況を再確認する。
- (※3) 【令和3年12月まで】原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。
【令和4年1月から】原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。
- (※4) 大企業はシフト制労働者等のみ対象。
- (※5) 休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※1)。なお、上限額については月単位での適用とする。
(例:5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置
→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)
- (※6) 雇用保険の基本手当の日額上限(8,265円)との均衡を考慮して設定。

雇用調整助成金

概要

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るため、労使間の協定に基づき雇用調整（休業・教育訓練・出向）を実施する事業主に対して休業手当などの一部を助成するもの。

（学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は「緊急雇用安定助成金」の助成対象）

令和3年10月末現在の支給実績は、支給決定件数19万788件 支給決定額1483億円。
令和3年度においても、月別の支給決定件数は、リーマンショック時のピークであった平成21年11月を大きく上回る水準で推移している。

支給申請および支給決定状況（10月31日現在）

雇用調整助成金等支給申請・決定状況【兵庫労働局】

	雇用調整助成金		緊急雇用安定助成金		合計	
	支給申請	支給決定	支給申請	支給決定	支給申請	支給決定
R2年度計	90,003	87,092	30,576	28,318	120,579	115,410
R3年4月	7,289	7,497	2,637	2,729	9,926	10,226
R3年5月	7,587	5,582	2,842	2,308	10,429	7,890
R3年6月	9,092	8,398	3,330	2,879	12,422	11,277
R3年7月	8,163	7,392	3,040	2,721	11,203	10,113
R3年8月	8,458	8,960	2,963	2,923	11,421	11,883
R3年9月	8,963	8,396	3,625	3,212	12,588	11,608
R3年10月	9,193	7,659	3,154	4,722	12,347	12,381
R3年10月末 現在（累計）	148,748	140,976	52,167	49,812	200,915	190,788

（参考）リーマンショック時の支給申請状況（ピーク）

	雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金含む）	
	支給申請 (件数)	支給決定
平成21年11月		4,244
平成21年度計		31,571